

令和6年第1回定例会会議録（第3号）

令和6年3月11日

○出席議員（25名）

1番	塩手悠太	2番	石田強
3番	中村悟	4番	森裕二
5番	小野和美	6番	重松康宏
7番	小野佳子	8番	日名子敦子
9番	美馬恭子	10番	阿部真一
11番	安部一郎	12番	小野正明
13番	森大輔	14番	三重忠昭
15番	森山義治	16番	穴井宏二
17番	加藤信康	18番	吉富英三郎
19番	松川章三	20番	市原隆生
21番	黒木愛一郎	22番	松川峰生
23番	野口哲男	24番	山本一成
25番	泉武弘		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	長野恭紘	副市長	阿部万寿夫
副市長	岩田弘	教育長	寺岡悌二
総務部長	柏木正義	企画戦略部長	安部政信
観光・産業部長	日置伸夫	公営事業部長	上田亨
市民福祉部長 兼福祉事務所長	田辺裕	こども部長	宇都宮尚代
いきいき健幸部長	大野高之	建設部長	山内佳久
市長公室長	山内弘美	防災局長	白石修三
消防長	浜崎仁孝	教育部長	古本昭彦
上下水道局長	松屋益治郎	企画戦略部次長 兼財政課長	矢野義知

○議会事務局出席者

局	長	河野伸久	議事総務課長	中村賢一郎
補佐兼総務係長		岩男涼子	係長	甲斐俊平
主査		松尾麻里	主査	佐藤雅俊
主事		定宗隆一郎	事務員	尾割春晃

○議事日程表（第3号）

令和6年3月11日（月曜日）午前10時開議

第1 上程中の全議案のうち、常任委員会に付託された議案34件に対する各常任委員会委員長報告、討論、表決

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分 開会

○議長（加藤信康）ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 3 号により行います。

日程第 1 により、上程中の全議案のうち、常任委員会に付託された議案 34 件に対する各常任委員会の審査の経過及び結果について、各委員長から順次報告を願います。

（厚生環境教育委員会副委員長・重松康宏登壇）

○厚生環境教育委員会副委員長（重松康宏）委員長に代わりまして、副委員長の私から御報告申し上げます。

去る 3 月 5 日の本会議において、厚生環境教育委員会に付託を受けました「議第 1 号令和 5 年度別府市一般会計補正予算(第 12 号)」関係部分ほか 15 件について、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過及び結果について御報告申し上げます。

初めに、「議第 1 号令和 5 年度別府市一般会計補正予算（第 12 号）」関係部分についてであります。

生活環境課関係部分では、指定ごみ袋作製業務委託の入札に伴う不用額を計上しているとの説明に対し、委員から、契約方法や金額に関して質疑がなされ、当局から、可燃物大については、一般競争入札により、その他については、指名競争入札により契約し、年間の契約額は 1 億 1,117 万 9,200 円であるとの答弁がなされました。

また別の委員から、今後ごみ袋を改良する予定はあるのかとの質疑があり、当局から、現時点での改良の予定はないが、可燃物の特小サイズ等に関する市民ニーズの調査を次年度実施する予定である旨の答弁がなされた次第であります。

次に、ひと・くらし支援課関係部分では、生活保護等に関する前年度事業の精算に伴う国庫及び県返納金を補正しているとの説明がなされ、委員から、生活保護適正化の具体的な取組について質疑があり、当局から、主に医療扶助の適正化に向け、レセプト点検や後発医薬品の使用促進等を実施しているとの答弁がなされました。

続きまして、こども家庭課関係部分では、要保護児童対策に関する各事業の利用が見込みを下回ったことにより委託料を減額補正しているとの説明がなされたのに対し、委員から、見込みを下回った要因について質疑があり、当局から、支援に至るまでの関係性の構築に時間を要したこと等によるものである旨の答弁がなされました。

また別の委員から、子ども家庭総合支援拠点「光の園」が 24 時間対応であることをどのように周知しているのかとの質疑があり、当局から、市民相談一覧表や子育てガイドブックへの表記、また毎年 11 月の「児童虐待防止推進月間」の際にもその旨を周知しているとの詳細な答弁がなされました。

次に、スポーツ推進課関係部分では、電線ケーブルの全国的な受注停止に伴う体育施設改修事業の繰越明許費や第 96 回選抜高校野球大会に出場する明豊高等学校の生徒の応援に要する交通費補助金を計上しているとの説明がなされたのに対し、委員から、競技によっては補助金交付要綱に規定する「学校の児童または生徒 30 人以上が応援に行く場合」という補助条件を満たすことが難しいことから、体育振興のためにも要件を見直すよう要望がなされました。

これに対し当局から、まずは全国大会出場校に対して制度の周知を図るとともに、補助金に関するニーズ調査を行っていきたい旨の回答がなされた次第であります。

続きまして、教育政策課関係部分では、小学校単独調理場の供用廃止に伴う光熱水費や体育館空調等の施設整備工事費の不用額を計上しているとの説明がなされました。

光熱水費の減額に関し委員から、災害時に炊き出しができるような体制は整えられているのかとの質疑があり、当局から、調理設備が残る小学校では有事の際にガスの供給は再開できるものの、再開に当たっては安全点検が必要になる旨の答弁がなされました。

また、別の委員から、空調設備整備事業の応札者数や落札率について質疑がなされたのに対し、後刻当局から、令和5年2月に実施した入札の応札者は2者であり、落札率は98.61%であるとの報告がなされた次第であります。

その他、「議第1号」関係部分や「議第2号令和5年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」、「議第4号令和5年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」では、利用状況等に基づき、決算見込みによる歳入歳出予算の計数整理等を行っているとの説明がなされた結果、以上3件の予算議案の採決におきましては、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、4件の条例議案及び9件のその他議案についてであります。

「議第22号別府市奨学金に関する条例の一部改正について」では、大学卒業後に別府市内で就労している者を奨学金の返還免除の対象者とするに伴い、条例を改正するものであるとの説明がなされました。

委員から、高校生等に対する奨学金の額が長期間改定されていないことから、物価上昇等を考慮し増額を検討するよう意見がなされたのに対し、当局から、高校の授業料無償化等を踏まえ検討していきたい旨の回答がなされた次第であります。

次に、「議第23号別府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、「議第24号別府市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例及び別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について」、及び「議第27号別府市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について」では、それぞれ関係法令の一部が改正されたことに伴う条例改正であるとの説明がなされました。

続きまして、「議第37号」から「議第42号」までの「市有地の貸付けについて」では、公立保育所を民間移管した際の経緯から施設用地を継続して無償貸与しようとするものである旨の説明がなされました。

次に、「議第43号」では、別府市男女共同参画センターを他の普通地方公共団体の住民の利用に供させることについて、委員から、相互利用によって市民が予約を取りづらくなることはないのかとの質疑がなされたのに対し、当局から、市民が優先的に予約できる仕組みが構築されているとの答弁がなされた次第であります。

続きまして、「議第47号」ひと・くらし支援課関係部分では、物価高騰の影響を受けている低所得世帯に対し、特別給付金を支給するため、補正予算を専決処分したものであるとの説明がなされました。

最後に、「議第48号」では、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、戸籍謄本等の広域交付等に係る手数料が定められたことから、「別府市手数料条例の一部を改正する条例」を専決処分したものであるとの説明がなされました。

委員から、他市でもすぐに交付されるのか、また代理取得もできるのかとの質疑があり、当局から、転籍等の状況によっては時間を要する場合もあるが、原則として即時交付されること、また、代理として配偶者や父母、祖父母、子の戸籍も取得できる旨の詳細な答弁がなされました。

以上、4件の条例議案及び9件のその他議案の採決におきましては、当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決または承認すべきものと決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過及び結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

（総務企画消防委員会委員長・森山義治登壇）

○総務企画消防委員会委員長（森山義治） 去る3月5日の本会議において、総務企画消防委員会に付託を受けました「議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算（第12号）」関係部分ほか7件について、委員会を開会し、慎重に審議をいたしましたので、その経過及び結果について御報告を申し上げます。

初めに、「議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算（第12号）」関係部分についてであります。

各課主なものとして、職員課関係部分では、パソコン利用料金の高騰に伴い、債務負担行為限度額を増額すること、また、定年引上げに伴う退職者の減少により、退職手当の不用額を減額するとの説明がなされました。

次に、市民税課関係部分では、令和6年度の税制改正に伴う定額減税に係る基幹系システム改修のため、改修費1,045万6,000円を追加すること。また、令和5年度に契約した個人住民税賦課業務の一部委託について、当初の委託業務に加え、特別徴収の納税通知書等の封入封緘作業を実施するため、489万2,000円を追加補正し、債務負担行為限度額を増額するとの説明がなされました。

次に、資産税課関係部分では、令和6年度の固定資産税における土地の評価に反映させるため、不動産鑑定士に評価委託を行い、下落地点が当初見込みより少なかったため、不用額を減額するとの説明がなされました。

次に、政策企画課関係部分では、物価高騰などによる生活バス路線維持費補助金39万1,000円の追加、自動車2種免許取得に係る費用の助成金の不用額を減額するとの説明がなされました。

委員より、市の事業と県の事業が重複するおそれがあるのではないかと質疑に対し、別府市は、内閣府と連携し事業を行っており、県の事業と重複して利用することはできないとの答弁がなされました。

次に、財政課関係部分では、国の補正予算（第1号）において、臨時財政対策債の償還財源として追加措置された普通地方交付税1億2,602万3,000円を、別府市減債基金に積み立てるとの説明がなされました。

次に、情報政策課関係部分では、大分県共同利用型電子入札システムの改修が当初の想定より時間を要したため、改修費583万円を令和6年度へ繰り越すとの説明がなされました。

次に、防災危機管理課関係部分では、移動系無線の機能強化を見送ることに伴い減額補正すること。また、内竈防災備蓄倉庫新築工事ほか2件について、工事の精査を行った結果、基礎工事の形式を変更したことに伴う減額補正をするとの説明がなされました。

次に、議会事務局関係部分では、昨年の別府市議会議員選挙後、初当選議員等の期末手当を算定する在職期間が短いことから、不用額が生じた分を減額するとの説明がなされました。

最後に選挙管理委員会関係部分では、昨年執行された大分県知事、県議会議員選挙及び別府市長、市議会議員選挙における執行経費の精算に伴い減額補正を行うとの説明がなされました。

委員より、立候補者への誹謗中傷についてどのような対策を行うのかとの質疑に対し、この問題については、全国的な問題と認識しており、選挙管理委員会だけでなく、広い範囲で関係課と連携を取りながら協議、研究を行うとの答弁がなされ、同委員より、現在、投票所を指定しているが、データ化も進んでおり、投票率を上げるためにも、誰でも投票ができるよう、投票所の指定を改めるべきではとの質疑に対し、投票所の定め方については、行政区ごとに定めており、自治体によっては共通投票所を導入しているところがあるため、他都市の状況について調査を行うとの答弁がなされました。

予算議案におきましては、当局の説明を了とし、全員異議なく可決すべきものと決定した次第であります。

次に、3件の条例議案及び4件のその他議案の審査についてであります。

初めに「議第16号別府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」では、職員の有給休暇を暦年付与から年度付与にすることに伴い条例を改正するとの説明がなされました。

委員より、病休や育休等の休暇についても対象になるかとの問いに対し、特別休暇の暦年単位となっている休暇についても、今回の条例の改正に併せて、年度単位に改めるとの答弁がなされました。

次に、「議第17号市長専決処分の一部改正について」及び「議第18号別府市監査委員に関する条例の一部改正について」では、地方自治法の一部改正により、引用する条項に移動が生じたことなどにより改正するとの説明がなされました。

次に「議第44号他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに関する協議について」では、大分市荷揚複合公共施設及びコンパルホールを別府市の住民の利用に供させるため議会の議決を求めるとの説明がなされました。

次に、「議第45号字の区域及びその名称の変更について」では、令和5年第4回定例会にて議決した11町について字の区域及びその名称を変更するとの説明がなされました。

委員より、住居表示の変更に関連する通知スケジュールや旧住所の使用可能な期間について質疑がなされ、今年度、1月に実施した際は前年の11月に対象地域の住民に通知した。旧住所については、1年間郵便等で使用可能であり、徐々に変更手続きを行っていただきたいとの答弁がなされました。

次に、「議第47号市長専決処分について」、財政課関係部分では、住民税非課税世帯等生活支援特別給付金支給の財源として、物価高騰対策対応重点支援地方創生臨時交付金の追加額4億2,400万円を計上しているとの説明がなされました。

次に、「議第49号市長専決処分について」では、第82期名人戦第4局が別府市で開催されることに伴い、市制100周年記念事業として、2,050万円計上している説明がなされました。

3件の条例議案及び4件のその他議案におきましては、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決及び承認すべきものと決定した次第であります。

以上、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過及び結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

（観光建設水道委員会委員長・穴井宏二登壇）

○観光建設水道委員会委員長（穴井宏二） 去る3月5日の本会議において、観光建設水道委員会に付託を受けました「議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算（第12号）」関係部分ほか12件について、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

初めに、予算議案4件のうち、「議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算（第12号）」関係部分についてであります。

温泉課関係部分では、柴石温泉ほか2施設並びに堀田温泉の指定管理者の指定期間の延長に伴う債務負担行為を計上しようとするものとの説明がなされました。

次に、産業政策課関係部分では、企業誘致推進に要する経費においては、補助金の申請件数の実績に基づき、また、中小企業事業資金等融資に要する経費においては、信用保証料補給制度の申請件数の実績に基づき減額補正しようとするものとの説明があり、これに対し、委員より、次年度以降についても、各種制度の活用促進のため周知に努めるよう意

見がなされた次第であります。

続きまして、公園緑地課関係部分では、都市公園整備事業及び公園施設長寿命化事業において、公共工事の品質確保の促進に関する法律により、施工時期の平準化の取組が発注者の責務とされていることから、繰越明許費を補正計上しようとするものとの説明がなされました。

その他、関係各課から、国及び県の交付金等の額の決定に伴う事業費の減額等、決算見込みによる歳入歳出予算の計数整理のほか、工期延長等に伴い、繰越明許費を補正計上しようとするものとの説明がなされました。

最終的に、「議第1号令和5年度別府市一般会計補正予算（第12号）」関係部分については、当局の説明を適切妥当とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議第3号令和5年度別府市競輪事業特別会計補正予算（第4号）」についてであります。

歳入では、車券発売金の売上げ増に伴い17億4,410万円を増額するもの、歳出では売上げ増加に伴う各種開催経費を補正計上しようとするものとの当局の説明を了とし、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続きまして、「議第5号令和5年度別府市水道事業会計補正予算（第1号）」については、1年間の営業成績を示す収益的収入及び支出からなる当年度純利益は、7,086万7,000円の見込みであり、投資的経費の収支を示す資本的収入及び支出については、関連経費を補正計上した結果、13億1,015万9,000円の不足が生じるが、この不足額については、過年度分損益勘定留保資金などで補填する予定であるとの当局説明を適切妥当と認め、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議第6号令和5年度別府市公共下水道事業会計補正予算（第1号）」については、収益的収入及び支出からなる当年度純損失は9,459万5,000円の見込みであり、投資的経費の収支を示す資本的収入及び支出については、関連経費を補正計上した結果、2億4,884万2,000円の不足が生じるが、この不足額については、過年度分損益勘定留保資金などで補填する予定であるとの当局の説明を了とし、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続きまして、条例議案4件についてであります。

初めに、「議第29号別府市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正について」では、引用する漁港漁場整備法の題名が改められたことに伴い、条例を改正しようとするものとの説明がなされました。

次に、「議第30号別府市営店舗の設置及び管理に関する条例の一部改正について」は、市営松原住宅の1階に併設された市営松原店舗に消防分団格納庫を移設することに伴い、条例を改正しようとするものとの説明がなされました。

次に、「議第31号別府市空家等対策条例の一部改正について」は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正により、管理不全空家等に関する規定が定められたこと等に伴い、条例を改正しようとするものとの説明がなされました。

次に、「議第32号別府市下水道条例の一部改正について」は、令和6年4月1日から下水道法施行令の一部が改正され、特定事業場から公共下水道に排出される六価クロム化合物の排出基準が強化されることに伴い、条例を改正しようとするものとの説明がなされました。

以上4件の条例議案については、当局の説明を了とし、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、その他議案5件についてであります。

まず、「議第 33 号」及び「議第 34 号訴えの提起について」は、別府市水道局に在職中、自己の職務に関し賄賂を収受し、禁錮以上の刑に処せられた退職者に対し、退職手当の返納を請求する訴えの提起及び退職手当返納金に係る債権を保全するため、民法第 424 条の詐害行為取消権に基づき、被告に対し、贈与契約の取消し及び持分移転登記の抹消請求の訴えを提起しようとするものとの説明がなされました。

委員から、訴えの提起に至った経緯についての質疑がなされ、当局より、令和 5 年 8 月 31 日付で元職員に対して返納通知命令書を発送し、その後督促等を行ったが、納入が確認されなかったことから、訴えの提起についての議案を上程するに至った旨の説明がなされました。

さらに、別の委員から、裁判の結果次第にはなるが、訴えに係る市の負担を最小限にすべきであるとの意見がなされました。

続きまして、「議第 35 号」及び「議第 36 号指定管理者の指定期間の延長について」は、堀田温泉・柴石温泉・浜田温泉・亀陽泉の 4 施設をグループとして指定管理者を公募したところ、応募がなかった経緯から、施設の休業等を招かないようにするため、現在の 4 施設の指定管理者に引き続き管理を行わせようとするために、指定期間を延長するものとの説明がなされました。

委員から、応募がなかった原因について質疑があり、当局から、原価の高騰や人手不足が大きな要因と分析しており、事業者が参入しやすい環境を整えていきたい旨の答弁がなされた次第であります。

次に、「議第 46 号市道路線の認定及び廃止について」は、道路法の規定に基づき、中島町 1 号線ほか 20 路線を認定し、明礬内山線ほか 9 路線を廃止しようとするものであるとの説明がなされました。

以上 5 件のその他議案については、当局の説明を適切妥当と認め、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過と結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(加藤信康) 以上で、各委員長報告は終わりました。

少数意見者の報告、討論の通告はありませんので、これより順次採決を行います。

初めに、「議第 1 号令和 5 年度別府市一般会計補正予算(第 12 号)」から「議第 6 号令和 5 年度別府市公共下水道事業会計補正予算(第 1 号)」まで、「議第 16 号別府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」から「議第 18 号別府市監査委員に関する条例の一部改正について」まで、「議第 22 号別府市奨学金に関する条例の一部改正について」から、「議第 24 号別府市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例及び別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について」まで、「議第 27 号別府市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について」、及び「議第 29 号別府市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正について」から、「議第 46 号市道路線の認定及び廃止について」まで、以上 31 件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

以上 31 件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加藤信康) 御異議なしと認めます。よって、以上 31 件については、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議第 47 号市長専決処分について」から「議第 49 号市長専決処分について」まで、以上 3 件に対する各委員長の報告は、いずれも承認すべきものとの報告であります。

以上3件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、以上3件については、各委員長報告のとおり承認されました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

明日12日から14日までの3日間は、予算決算特別委員会における審査のため本会議を休会とし、次の本会議は15日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時34分 散会

